

事業類型

参考資料

H28.4.15改訂

類型 番号	事業類型	定義	区分
1	ソフト事業（義務）	法令等により実施が義務付けられたもの （条例は義務の根拠とならない）	業務
2	施設管理・維持補修事業	施設管理、道路・水路・公園などの維持補修 事業	
3	内部管理事務	直接的な市民サービスの提供を伴わない内部 的・定型的な事務 （情報システム保守・公用車管理を含む）	
4	負担金・補助金（義務）	全国・東北・岩手県規模で全自治体により構 成される団体に対する会費・負担金等、補助 金返還金、特別会計の繰出金、一部事務組合 及び広域連合の負担金・拠出金等	
5	ソフト事業（任意）	市任意のソフト事業、特に政策的に設置する 施設の運営管理	政策
6	負担金・補助金（任意・ソフト事業）	施設等整備（類型番号8）及び義務負担金 （類型番号4）を除く負担金・補助金	
7	施設等整備事業	施設の建設、道路や公園などの整備、情報シ ステムの構築事業等	
8	負担金・補助金（任意・ハード事業）	施設整備事業に係る負担金・補助金	